

3 志賀 昇議員

- 1 岩内町総合計画の樹立について
- 2 台風による災害対策について
- 3 再生可能エネルギーの取り組みについて
- 4 大型建設機械の保管場所について



1 岩内町総合計画の樹立について

岩内町総合計画は、今まで数次にわたり樹立され、取り組まれてきたところですが、前総合計画の期間は、2009年から2018年までの10年間となっており、すでに計画は終了し、現在は存在しておりませんが、今後の町の発展計画と方向性が示される、指針・目標となるもので、必要不可欠な計画となっております。

このような状況の中、本年9月24日告示されました、岩内町町長選挙において第19代目の岩内町長に就任された、木村岩内町長の挨拶の中では、健やかな町づくりを目指しますと述べられておりますが、町民にわかりやすい目標の持てる総合計画を樹立し、町政運営に取り組まれるのか、お伺いいたします。

【答 弁】

町 長 :

岩内町総合計画の樹立についてのご質問であります。

地方自治体の最上位計画としての総合計画のあり方について、これまで町としては、社会・経済状況の悪化や目まぐるしく変化する時代の中、地域が抱える問題・課題の解決に対し、地域活力の維持・向上に高い効果を上げる実効性を備えた、総合計画の改革の方向性を検討してきました。

人口減少や少子高齢化など、町の推計を上回るスピードで過疎化が進むこの地域を立て直していくためには、厳しい財政運営が続く中にあっても、常に前を向き、事業の選択と集中、施策展開の戦略性を持ちながら、将来を見据えた町づくりをしっかりと推進していかなければなりません。

私は、町づくりの基本理念に掲げる健やかな町づくりの実現に向けて、この町の目指すべき方向性や将来像を明確にし、町民の皆さんと目的を共有し行動するためにも、新たな町の総合的かつ長期的な指針となる最上位計画の策定に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

2 台風による災害対策について

本年10月12日発生した、台風19号は記録的な豪雨を伴い、関東・甲信越から東北を中心に甚大な被害をもたらし、平成以降で最大級の被害が出たと報道されております。

このことは、近年、地球を取り巻く環境が温暖化に伴い、異常気象が発生しやすくなっていますが、今回は記録的な豪雨により、河川の氾濫や堤防の破壊などによる大規模な浸水、土砂災害の爪痕は大きく、日常生活を取り戻すため、各地で懸命な復旧活動が続けられている状況であります。

このようなことから、次の点についてお伺いいたします。

1項目は、千葉県で発生した降雨災害では、避難所が浸水したと、報道されておりますが、本町の防災ハンドブックに指定されている老人福祉センター・西保育所については、海拔の低いところに立地していることから、千葉県同様の避難場所が浸水することが予測されますが、その対応をどのように取り進められるのか、お伺いいたします。

2項目は、岩内町の洪水浸水想定区域の図面が示されておりますが、浸水区域に大きくかかわってくる中小河川で普通河川となっている、運上屋川・流域の水位計が宮園二号橋と老松橋の2カ所に設置されていると聞いておりますが、この水位計の活用による避難指示までの具体的な運用方法についてお伺いいたします。

3項目は、神社橋付近から柳橋までの区間の護岸は、隣接地が低地となっている状況から嵩上げ護岸となっておりますが、今後、発生が予測される記録的な豪雨に対する改修・補修対策は、どのように取り組まれているか、お伺いいたします。

4項目は、河川災害に関連して、ポン岩内川・豊栄橋上流の練玉石護岸が改修整備後、相当の年数が経過しており、護岸の根固め部分が、時折、洗掘決壊が発生している状況から、今後、抜本的な改修が必要と思われるが、どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

【答弁】

町長：

台風による災害対策について、4項目のご質問あります。

1項めは、千葉県で発生した降雨災害では、避難所が浸水したと報道されておりましたが、本町の防災ハンドブックに指定されている、老人福祉センター・西保育所については、海拔の低いところに立地していることから、千葉県同様の避難場所が浸水することが予測されますが、その対応をどのように進められるのか、についてあります。

現存の岩内町防災ハンドブックにつきましては、津波浸水予測範囲及び土砂災害警戒区域等について整備しておりますが、昨年7月に発生した大雨による被害状況などを受け、北海道のデータを元にした洪水浸水想定区域図を作成し、防災ハンドブックに追加するよう、現在、修正を行っているところあります。

その中で、ご質問の老人福祉センター・西保育所、また、働く婦人の家など、浸水が想定される区域に立地している施設については、大雨などによる河川の氾濫が想定されるような事象において、指定避難所として適さない施設であることから、それに向けた対応といたしましては、まず、今回追加する区域図の中で、見間違い等を起こさないよう、工夫を凝らし、明確なものとすること、また、実際の災害時には、防災行政無線により開設する指定避難所を的確に発信していくほか、今回修正する防災ハンドブック等を活用して、住民参加型の避難訓練の実施時や、洪水浸水想定区域内の町内会・自治会等に対し、きめ細やかな周知を図ってまいりたいと考えております。

2項めは、運上屋川に設置された水位計の活用による避難指示までの具体的な運用方法についてあります。

水位計につきましては、平成27年度の運上屋川・ポン岩内川における河川水位調査業務の成果を踏まえて、地域住民が確認しやすい運上屋川の2カ所に設置して、自主的な判断による避難も可能としているものです。

具体的な避難においては、氾濫水位に達する時間を逆算し、充分な避難時間を確保するため、避難勧告の目安を天端高から60センチ、避難指示の目安を天端高から30センチしているところであります。

避難までの運用としては、河川パトロール業務に従事する町の職員が、目視により確認して災害対策本部に報告し、これを受け、避難勧告、避難指示等を決定し、防災行政無線等により地域住民に呼びかけることとなります。

なお、実際の判断では、水位とともに降雨状況の見通しの把握が大切になりますので、これらの情報を的確に捉えて、場合によっては、目安の避難水位に達していなくても、避難指示の決定を行うことも考えられるものであります。

3項めは、神社橋付近から柳橋の嵩上げ護岸について、今後、発生が予測される記録的な豪雨に対する改修・補修対策は、どのように取り組まれているか、についてあります。

運上屋川にある約70センチ程度の嵩上げ護岸につきましては、昭和の年代に増水や局所的に跳水が発生しやすい箇所への対策として、河積を確保するよう整備されたものであります。老朽化していることもあります。記録的な豪雨が発生した場合の影響も懸念されるところであります。

このため、その対策としては、まずは暫定的な対応として、護岸の決壊を防ぐため、今年度から嵩上げ部分の背後を盛土により補強する築堤工事を一部区間にに対して実施したところであります。

当面、施設の健全性と安全性を確保するため、こうした盛土等により補強する築堤工事を実施して施設の保全を図りますが、今後、抜本的な護岸の改修・対策が必要であると認識しており、その手法について検討してまいります。

4項めは、ポン岩内川・豊栄橋上流の練玉石護岸の抜本的な改修についてであります。

ポン岩内川の河川護岸は、整備年度により工法が異なっておりますが、豊栄橋から上流の練玉石護岸は、昭和37年、38年に整備していることから、老朽化が進んでおり、これまでも、護岸の洗掘に対して根継工を施す工事を実施してきたところであります。

護岸決壊が発生する原因の1つとして、河床洗掘により状態が悪化し、水圧に耐えられなかったことが考えられ、こうした河床洗掘、護岸に対し、水あたりが強くなる要因としては、中洲、寄洲の存在があります。

そのため、町としては、これまで、それらを撤去する浚渫及び河床均しを計画的に行ってきましたところであり、今後におきましても、河川の状況を充分に把握したうえで河道確保に努めてまいります。

また、さらなる対策として、洗掘を防止するため根固め工を施し、背後地の埋め戻し工事も必要であると考えておりますので、護岸の根入れ深さや河積等も考慮しながら、適切な対策を検討してまいります。

3 再生可能エネルギーの取り組みについて

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源となっていることから、取り組みが急務となっており、本町においても種々の調査検討を取り進めていることから次の点についてお伺いいたします。

1項目は、本町の敷島内地区に計画されていた風力発電は、最終的にどのような結果になっているか経緯と結果についてお伺いいたします。

2項目は、檜山沖に100万キロワットの洋上風力発電の建設を計画されていると、新聞報道されておりますが、本町でも計画検討された経緯がありますので、その後の取り組みと検討結果についてお伺いいたします。

3項目は、日高管内えりも町に最大20万キロワットの大規模風力発電の建設計画が新聞報道されておりますが、本町でも風力発電の調査・研究が進められている新港地区に風況調査を実施していると思いますが、その調査結果とその後の取り組みについてお伺いいたします。

4項目は、小水力発電の調査・研究を委託していると思いますが、その後の最終的な結果と今後の取り組みについてお伺いいたします。

【答弁】

町長：

再生可能エネルギーの取り組みについて、4項目のご質問であります。

1項めは、本町の敷島内地区に計画されていた風力発電は最終的にどのような結果になっているのか、経緯と結果についてであります。

敷島内地区に計画されていた風力発電計画につきましては、平成29年5月に稚内市の三浦電機株式会社より、仮称、北海道道南地区ウインドファーム敷島内の事業計画が提案され、これまで、環境影響評価法等の規定に基づき、計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書が、それぞれ国に提出されたほか、町内4カ所での風況調査や騒音・動植物・景観などの各種環境影響調査が進められていたところであります。

そうした中、本年4月に事業者より、約3年間の風況調査の結果、標高が低い区域では、事業の採算性に見合う風況が得られないこと、また、標高が高い区域に風車を設置するには、道路工事や輸送・据付工事費用の増大、風車設置基数の制限などから、採算が取れないと認め、事業を中止する旨の報告がありました。

町といたしましては、再生可能エネルギーによる地域振興の観点から、これまで事業者と情報交換や連絡調整を進める中、事業の進捗に注視してきたところでありますが、事業中止の結論につきましては、民間事業者の経営判断によるところであり、報告を受け入れたところであります。

2項めは、檜山沖に100万キロワットの海上風力発電の建設を計画されていると、新聞報道されておりますが、本町でも計画検討された経緯がありますので、その後の取り組みと検討結果についてであります。

海上風力発電に関する取り組みにつきましては、平成25年度から平成27年度までの3年間、再生可能エネルギー導入調査事業として、海上風力発電施設の先進地である、長崎県五島市、平戸市、福岡県北九州市、福島県いわき市、茨城県神栖市の現地調査を実施したほか、環境省や北海道が当地域での風力発電等環境アセスメント基礎情報整備事業や海上風力発電ゾーニング整備実証事業を実施しております。

その後、長期にわたり海域を占用する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための法律、いわゆる再エネ海域利用法が平成30年11月に制定され、経済産業省及び国土交通省が全国の都道府県から情報を収集し、第三者委員会の意見を踏まえ、海上風力発電の有望な区域を選定していくことになったことから、本町におきましても、自然的条件、港湾に関する情報、これまでの町による海上風力発電の取り組み経過などに関する情報を、本年2月に北海道を通じて提供したところであります。

また、北海道では、海上風力発電の導入促進に向けての、理解促進や機運醸成を図ることを目的に、国や経済団体など関係機関等が必要な情報共有や意見交換を行う、北海道海上風力推進連携会議が開催される予定であることから、町としては、今後の協議内容等に注視してまいりたいと考えております。

3項めは、日高管内えりも町に最大20万キロワットの大規模風力発電の建設計画が新聞報道されておりますが、本町でも風力発電の調査・研究が進められている新港地区に風況調査を実施していると思いますが、その調査結果とその後の取り組みについてであります。

新港地区の風況調査につきましては、これまで民間事業者2社が風力発電事

業を展開するうえで、必要な風向や風速などのデータを独自に集めており、一定程度の風況データが収集できたことから、現在はいずれも風況ポールを撤去しており、その後、事業化には至っておりません。

4項めは、小水力発電の調査・研究を委託発注していると思いますが、その後の最終的な結果と今後の取り組みについてであります。

本町における小水力発電の調査につきましては、平成29年度、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用し、円山リゾートエリアを流れる河川を活用した小水力発電の可能性調査として、権太川、幌内川、ニチナイ川の3河川において、地形や構造物等の現地踏査、公表データ等を基にした年間流量のシミュレーションを実施いたしました。

これらの調査結果を町のホームページで公表したところ、民間事業者1社から事業計画の提案がなされ、現在、野東川上流と幌内川下流において現地調査事業が実施されていることから、町といたしましても今後の進捗状況の確認や情報収集に努めてまいります。

4 大型建設機械の保管場所について

町の大型建設機械は、年間を通じて主に、道路・河川等の維持管理を進められておりますが、保管場所の現状を見ますと、夏期間は島野会館跡地に保管され、冬期間は運動公園の中央園路に保管し、維持管理作業を進められておりますが、公園という目的からしても、早期に保管場所の確保に取り組むべきと思われますので、今後、どのように取り進められるのかお伺いいたします。

【答弁】

町長：

大型建設機械の保管場所についてであります。

現在、大型建設機械の保管場所については、夏期間は島野会館跡地、冬期間は運動公園内であり、現庁舎の敷地内に建てられていた車庫、倉庫、現業詰所を撤去して以来、1年を通じて屋外となっている現状にあります。

このうち、除雪に係る大型建設機械については、早朝における暖機運転等の騒音による周辺住民に与える影響が少ないことや、作業員詰所に必要なトイレ、暖房、電気等の設備を確保できることから、冬期間の利用がほぼない運動公園を利用しているものであります。

こうした運動公園の利用は、冬期間においても公園内が全くの無人とならないという点で、防犯面においても効果があり、施設の有効利用となっているものと考えておりますが、現在の車両は、ここ数年にわたり更新してきており、比較的新しいものの、車庫に比べ屋外での保管は、車体劣化の進行が早まることが考えられるところであります。

そのため、通年で町道維持管理の拠点として車庫などを整備する必要があるものと認識しておりますが、整備する場合には、碎石、砂などの管理資材の保管場所としての要件をも満たす敷地と設備が必要となり、町の単独事業として多額の財政負担が伴うものと予想されるうえ、今後の除雪を含む町道維持管理体制のあり方や町の公共用地の利活用計画にも係わってくることから、早急な整備は難しいものと考えております。

したがいまして、当面は、島野会館跡地及び運動公園を利用するここと考えておりますが、将来にわたり、円滑な業務実施の体制を維持していく上で、車両を適切に管理、保管できる車庫などの施設整備について検討してまいります。